七　保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に平成六年改正法附則第十一条第六項第四号又は平成十六年改正法附則第二十三条第六項第四号の規定に該当するに至る被保険者　第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

被保険者の生年月日	期間
昭和三十一年四月二日から昭和三十一年五月一日まで	令和八年三月
昭和三十一年五月二日から昭和三十一年六月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年四月までのいずれかの月に限る。）から令和八年四月まで
昭和三十一年六月二日から昭和三十一年七月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年五月までのいずれかの月に限る。）から令和八年五月まで
昭和三十一年七月二日から昭和三十一年八月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで
昭和三十一年八月二日から昭和三十一年九月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年七月までのいずれかの月に限る。）から令和八年七月まで
昭和三十一年九月二日から昭和三十一年十月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年八月までのいずれかの月に限る。）から令和八年八月まで
昭和三十一年十月二日から昭和三十一年十一月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年九月までのいずれかの月に限る。）から令和八年九月まで
昭和三十一年十一月二日から昭和三十一年十二月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年十月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十月まで
昭和三十一年十二月二日から昭和三十二年一月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十一月まで
昭和三十二年一月二日から昭和三十二年二月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和八年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十二月まで
昭和三十二年二月二日から昭和三十二年三月一日まで	前納する月（令和八年三月から令和九年一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年一月まで

七　保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に平成六年改正法附則第十一条第六項第四号又は平成十六年改正法附則第二十三条第六項第四号の規定に該当するに至る被保険者　第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

被保険者の生年月日	期間
昭和三十年四月二日から昭和三十年五月一日まで	令和七年三月
昭和三十年五月二日から昭和三十年六月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年四月までのいずれかの月に限る。）から令和七年四月まで
昭和三十年六月二日から昭和三十年七月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年五月までのいずれかの月に限る。）から令和七年五月まで
昭和三十年七月二日から昭和三十年八月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年六月までのいずれかの月に限る。）から令和七年六月まで
昭和三十年八月二日から昭和三十年九月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年七月までのいずれかの月に限る。）から令和七年七月まで
昭和三十年九月二日から昭和三十年十月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年八月までのいずれかの月に限る。）から令和七年八月まで
昭和三十年十月二日から昭和三十年十一月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年九月までのいずれかの月に限る。）から令和七年九月まで
昭和三十年十一月二日から昭和三十年十二月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年十月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十月まで
昭和三十年十二月二日から昭和三十一年一月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十一月まで
昭和三十一年一月二日から昭和三十一年二月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和七年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十二月まで
昭和三十一年二月二日から昭和三十一年三月一日まで	前納する月（令和七年三月から令和八年一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年一月まで